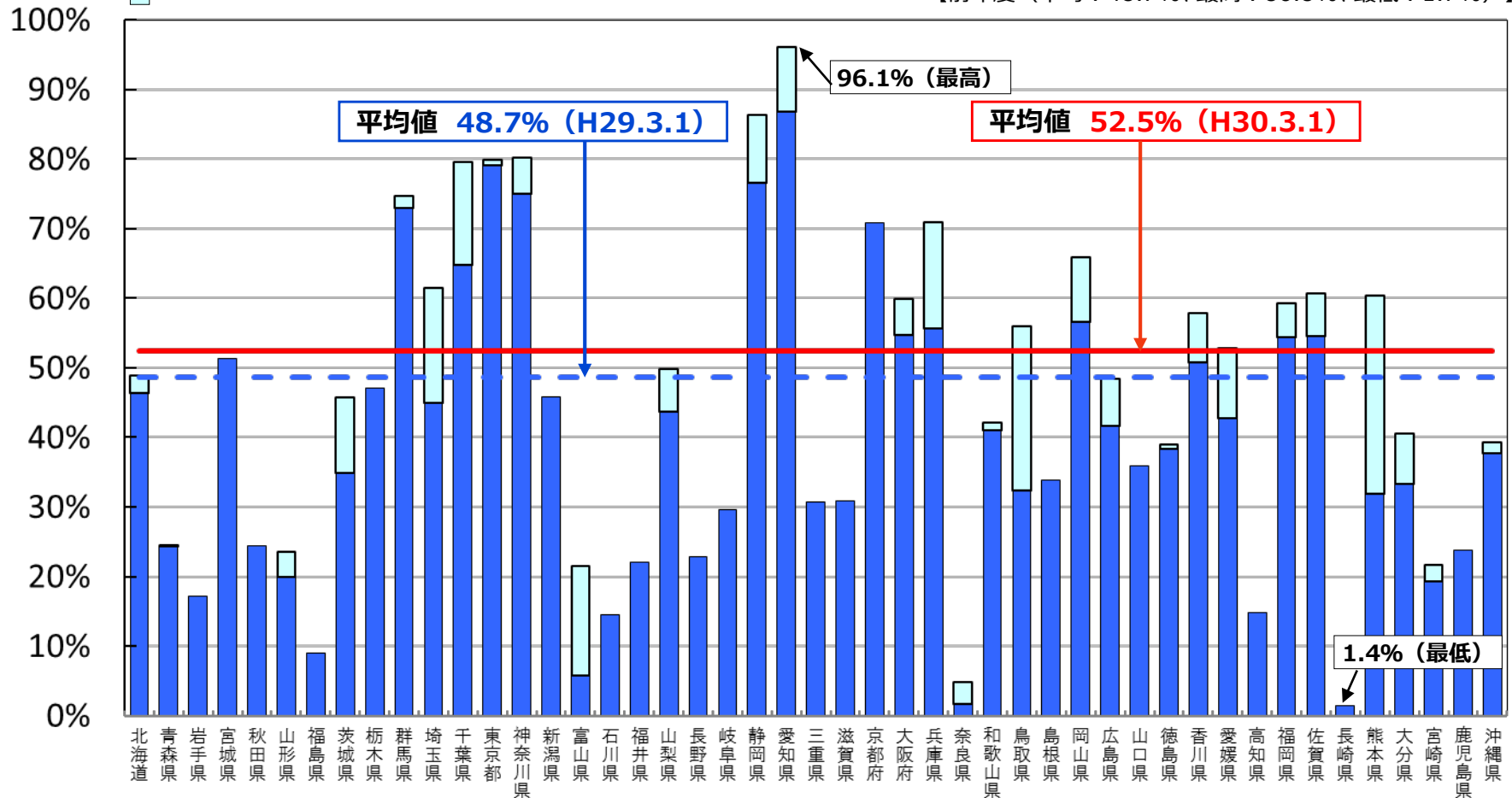


## 統合型校務支援システムで情報管理している学校は約52.5%

前年度調査からの増加分

【前年度（平均：48.7%、最高：86.8%、最低：1.7%）】



※「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう。

※ 統合型校務支援システム整備率については、統合型校務支援システムを整備している学校の総数を学校の総数で除して算出した値である。

（出典：学校における教育の情報化の実態等に関する調査（平成30年3月現在））



## 教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）

新学習指導要領においては、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定されています。

このため、文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえ「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」を策定しました。また、このために必要な経費については、**2018～2022年度まで単年度1,805億円の地方財政措置を講じる**こととされています。

### 2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針で目標とされている水準

● 学習者用コンピュータ **3クラスに1クラス分程度整備**

● 指導者用コンピュータ **授業を担当する教師1人1台**

● 大型提示装置・実物投影機 **100%整備**

各普通教室**1**台、特別教室用として**6**台

（実物投影機は、整備実態を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備）

● 超高速インターネット及び無線LAN **100%整備**

● **統合型校務支援システム 100%整備**

※「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう。

● ICT支援員 **4校に1人配置**

● 上記のほか、学習用ツール<sup>（※）</sup>、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバ、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備

（※）ワープロソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどをはじめとする各教科等の学習活動に共通で必要なソフトウェア

・1日1コマ分程度、  
児童生徒が1人1台  
環境で学習できる環  
境の実現



# データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会 中間報告書(概要)

## 【経緯】

- 2018年1月に厚生労働省「データヘルス改革推進本部」のもとに、新たに「乳幼児期・学童期の健康情報」プロジェクトチームが設置され、乳幼児期、学童期を通じた健康情報の利活用等について検討を進めることとなった。
- これを受け、同年4月に子ども家庭局長の下に「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」を設置し、乳幼児健診及び妊婦健診の健診情報の電子的記録様式の標準化及び電子化に関する検討を行った。

## 政府方針

### 乳幼児期・学童期の健康情報の一元的活用の検討などに取り組む。

(経済財政運営と改革の基本方針 平成30年6月15日閣議決定)

P H R (Personal Health Record) について、平成32年度より、マイナポータルを通じて本人等へのデータの本格的な提供を目指す。そのため、予防接種(平成29年度提供開始)に加えて、**平成32年度から特定健診、乳幼児健診等の健診データの提供を開始することを目指す**。(未来投資戦略2018 平成30年6月15日閣議決定)

## 【中間報告書の主な内容】

### 1. 電子的に記録・管理する情報

- 乳幼児健診(3～4か月、1歳半、3歳)及び妊婦健診の健診情報にかかる「標準的な電子的記録様式」及び「最低限電子化すべき情報」を検討。

#### 乳幼児健診・妊婦健診で把握される情報



#### 標準的な電子的記録様式

#### 最低限電子化すべき情報

|                          | 概要                                              | 例                                                  |
|--------------------------|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 標準的な電子的記録様式              | 本人又は保護者が自己の健康管理のために閲覧する情報で、市町村が電子化することが望ましい情報。  | ・ 疾病及び異常の診察所見<br>・ 新生児聴覚検査に関する情報<br>・ 風疹抗体検査に関する情報 |
| 最低限電子化すべき情報<br>※妊婦健診は対象外 | 転居や進学の際に、他の市町村や学校に引き継がれることを前提として、市町村が必ず電子化する情報。 | ・ 各健診時における受診の有無<br>・ 診察所見の判定に関する情報                 |

### 2. 電子的記録の利活用について

#### 「マイナンバー制度により管理」「特定の個人を識別する識別子はマイナンバー」

##### マイナポータルでの閲覧

##### 市町村間での情報連携

(背景) ・ 健診の実施主体たる市町村において情報が保有・管理されている  
・ マイナンバー制度に係る情報インフラが全国的に整備されている



- 生涯を通じた P H R 制度構築の観点から、医療機関等においては、健診情報等をマイナンバーにより管理することとなっていないことも踏まえ、医療情報も含めた個人の健康情報を同一のプラットフォームで閲覧する方法等について今後検討が必要。
- 現状、学校そのものは、マイナンバー制度において番号利用を行うことができる行政機関、地方公共団体等として位置づけられていないため、学校健診情報と母子保健情報の連携に当たっては検討が必要。
- 市町村が精密健康診断対象者の精密健康診断結果を確認する際に、医療機関から返却される精密健康診断結果を効率的に照合する等の活用を進めることを念頭に、被保険者番号も把握する方向。

### 3. 今後の検討事項

- 引き続き検討が必要とされた主な課題。
  - ・ 電子的記録の保存年限
  - ・ 電子的記録の保存形式の標準化
  - ・ データ化する項目の定義や健診の質の標準化
  - ・ 学校健診情報との連携について
  - ・ 任意の予防接種情報の把握について
  - ・ 市町村における母子保健分野の情報の活用の在り方について
  - ・ ビッグデータとしての利用について
  - ・ 個人単位化される被保険者番号の活用にかかる検討も踏まえた医療等分野における情報との連携について

など



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN